○鎌ケ谷市ひとり親家庭等援護支度金支給条例 昭和46年3月24日条例第18号

改正

昭和46年8月31日条例第34号 昭和49年3月30日条例第12号 昭和50年3月25日条例第9号 昭和57年12月28日条例第28号 平成11年3月29日条例第11号 平成15年3月24日条例第6号 平成16年6月25日条例第11号 平成17年3月24日条例第9号 平成19年6月27日条例第12号 平成20年6月27日条例第20号 平成24年6月28日条例第14号

鎌ケ谷市ひとり親家庭等援護支度金支給条例

(目的)

第1条 この条例は、ひとり親家庭等の児童の入学又は就職に際し、ひとり親家庭等援護支度金(以下「支度金」という。)を支給することにより、ひとり親家庭等の福祉の増進に寄与することを 目的とする。

(定義)

- 第2条 この条例において「ひとり親家庭等」とは、本市に居住し、かつ、住民基本台帳法(昭和 42年法律第81号)に規定する住民基本台帳に記録されている者であって、児童(18歳に達する日 以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。以下同じ。)と次の各号に掲げる者(以下「児童の養育者」という。)により構成される世帯をいう。
 - (1) 配偶者(婚姻の届出はしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)と死別した者であって、現に婚姻(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。以下同じ。)をしていないもの
 - (2) 離婚した者であって現に婚姻をしていないもの
 - (3) 配偶者の生死が明らかでない者
 - (4) 配偶者から遺棄されている者

- (5) 配偶者が海外にあるためその扶養を受けることができない者
- (6) 配偶者が精神又は身体の障がいにより長期にわたって労働能力を失っている者
- (7) 前各号に掲げる者に準ずる者であって、市長が認めたもの (支給要件)
- **第3条** 支度金の支給を受けることができる者は、3月1日現在において市内に居住するひとり親 家庭等のうち、次の各号のいずれかに該当する児童の養育者とする。
 - (1) 児童が学校教育法(昭和22年法律第26号)第16条に規定する義務教育を終了し、新たに同 法第50条に規定する高等学校又は規則で定める教育施設(以下「高等学校等」という。)に入 学し、又は就職することになったとき。
 - (2) 児童が高等学校等を卒業し、新たに就職することになったとき。
 - (3) 児童が小学校(特別支援学校の小学部を含む。以下同じ。)又は中学校(特別支援学校の中学部及び中等教育学校の前期課程を含む。以下同じ。)へ入学することになったとき。

(認定)

- **第4条** 支度金の支給要件に該当する者が支度金を受けようとするときは、その受給資格及び支度 金の額について、市長の認定を受けなければならない。
- 2 市長は、前項の認定をしたときは、認定を受けた者(以下「受給資格者」という。) にその旨 を通知するものとする。

(支度金の額)

- 第5条 支度金の額は、児童1人につき次のとおりとする。
 - (1) 就職支度金 20,000円
 - (2) 就学支度金
 - ア 高等学校等の場合 10,000円
 - イ 中学校の場合 9,000円
 - ウ 小学校の場合 8,000円

(支給の方法)

第6条 支度金の支給は、3月とする。ただし、市長が認めたときは、翌年の3月まではこれを支給することができる。

(支給の制限)

- 第7条 支度金は、第3条各号に掲げる事由ごとに児童1人につき1回限りとする。
- 2 支度金は、第3条各号に掲げる支給事由に該当する年の前々年における受給資格者の所得の合

計額が規則で定める額以上のときは、支給しないものとする。

(調査)

第8条 市長が必要と認めるときは、受給資格者に対し、支度金の支給認定に必要な証明書等の提出を求め、又は当該父、母、児童及びその他の関係人に質問することができる。

(支度金の返還)

第9条 市長は、偽りその他不正な手段により支度金の支給を受けた者があるときは、既に支給した支度金の全部若しくは一部を返還させるものとする。

(譲渡の禁止)

第10条 支度金の支給を受ける権利は、譲渡し、又は担保に供することができない。

(委任)

第11条 この条例の施行について、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この条例は、昭和46年4月1日から施行する。

附 則 (昭和46年8月31日条例第34号)

- 1 この条例は、昭和46年9月1日から施行する。
- 2 この条例施行前にした行為に対するこの条例による改正後の条例の規定の適用については、なお従前の例による。

附 則 (昭和49年3月30日条例第12号)

この条例は、昭和49年4月1日から施行する。

附 則 (昭和50年3月25日条例第9号)

この条例は、昭和50年4月1日から施行する。

附 則 (昭和57年12月28日条例第28号)

この条例は、昭和58年1月1日から施行する。

附 則 (平成11年3月29日条例第11号)

この条例は、平成11年4月1日から施行する。

附 則(平成15年3月24日条例第6号)

(施行期日)

1 この条例は、平成15年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 平成15年3月31日までに申請された支度金は、改正前の鎌ケ谷市母子家庭援護支度金条例の規

定により、平成15年5月31日までに支給するものとする。

附 則 (平成16年6月25日条例第11号)

この条例は、平成16年8月1日から施行する。

附 則 (平成17年3月24日条例第9号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。(後略)

附 則 (平成19年6月27日条例第12号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成20年6月27日条例第20号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成24年6月28日条例第14号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成24年7月9日から施行する。